

さかい見守りメールのながれ（堺市高齢者徘徊SOSネットワーク事業）

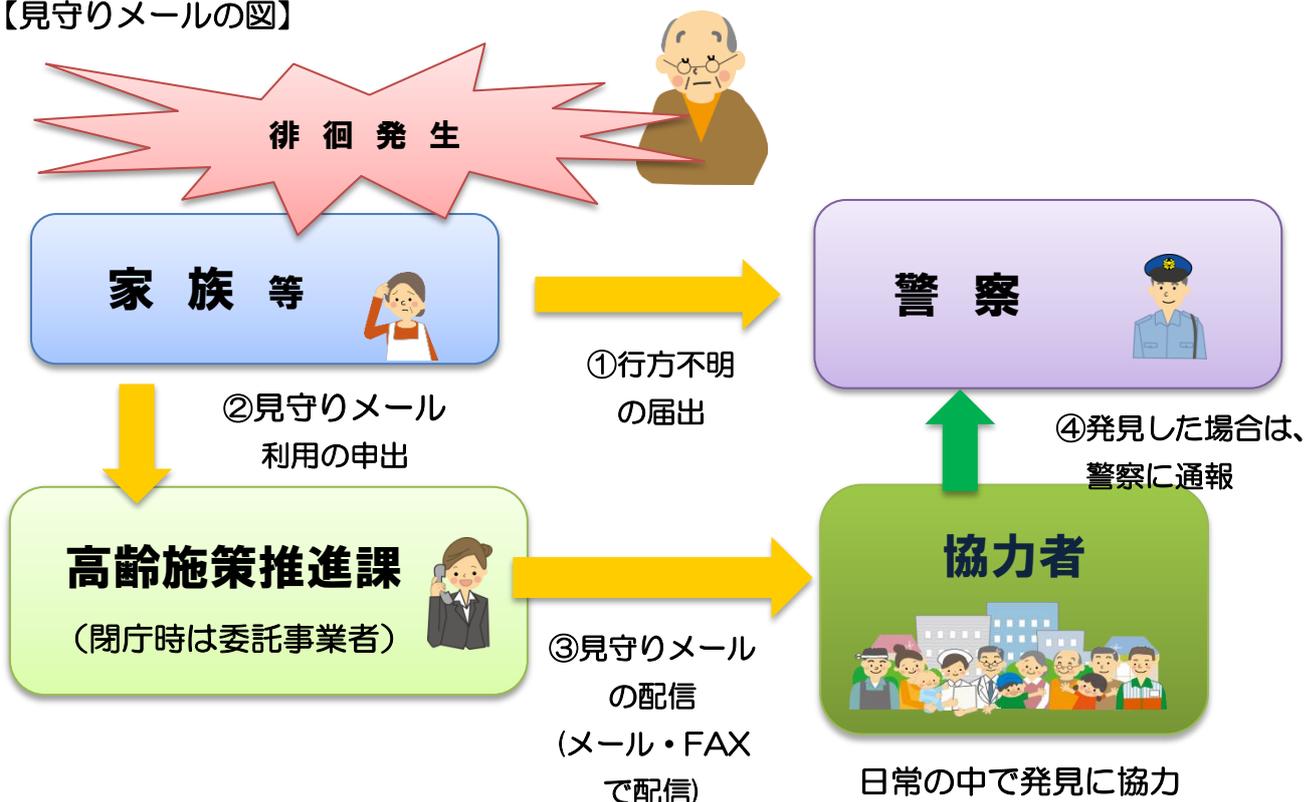
【事前登録】事前に徘徊のおそれのある方の登録申請（住所・氏名・年齢・特徴など）を高齢施策推進課に行う。



【行方不明となった時】

- 警察に行方不明になったことを届出後、高齢施策推進課（閉庁時は委託事業者）へ見守りメール事業の利用申出を行う。
- 高齢施策推進課が協力者に行方不明者の情報をメール・FAXで配信する。
（協力者に配信する情報は、「年齢・性別・体格・服装・行方不明となった場所」などで、氏名などの個人情報を含まない。事前登録申請時に本人同意が得られた場合は、カナ名字を含み配信する。）

【見守りメールの図】



メール、FAXの配信時間は、午前9時～午後7時。日常生活の範囲内でご協力いただき見つめられた場合は、文面に記載されている警察署まで連絡して頂く。行方不明者が発見されれば、発見されたことを協力者にメールまたはFAXで配信する。